

須賀川市第10次高齢者福祉計画 須賀川市第9期介護保険事業計画

地域包括ケア計画

認知症施策推進計画

計画期間 令和6年度～令和8年度

概 要 版

—— 基本方針 ——

住み慣れた地域で支えあい
自分らしく 健やかで 生きがいを持って
生活できるまち “すかがわ”

令和6年3月



須賀川市

計画策定にあたって ～計画の概要と進め方について～

■ 計画策定の趣旨

本市における高齢化率は、令和5年10月現在、29.9%となっています。2025年（令和7年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり、医療・介護ニーズが高い85歳以上人口の増加が見込まれる2040年（令和22年）には現在よりさらに高齢化が進行し、医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。少子高齢化社会が進行する中、高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できる環境づくり、社会全体で高齢者を支えあう仕組みづくりの必要性が一層高まっています。

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画です。

また、本市における地域包括ケアシステムを深化・推進するための「地域包括ケア計画」、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「認知症施策推進計画」としても位置付けます。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは？

- ◇高齢者福祉計画 …超高齢社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の基本的な政策方針と目指す姿を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を示しています。
- ◇介護保険事業計画…介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。本計画に基づき、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料額の算定を行います。

■ 計画の位置付けと計画期間

- 本市のまちづくりの基本方針や将来都市像を示す「須賀川市第9次総合計画」、健康福祉分野の総合的な計画「須賀川市第4次地域福祉計画」の方針を踏まえつつ、各種関連計画と連携しながら高齢者福祉の推進を図ります。
- 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

■ 計画の進捗管理と評価

- 高齢者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA）の観点から、以下の3つの方法を用いて進捗管理と評価を行い、計画を推進していきます。
- 必要な見直しを継続的に行っていく「地域マネジメント」を推進するとともに、介護保険運営協議会での審議など、本市の保険者機能の強化を図っていきます。
- 社会情勢の変化などにより本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても柔軟に見直します。

方法	内容
①効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール	政策方針で掲げる「目指す姿」に向け、地域包括ケアシステムを推進する各分野の施策を、本ツールを用いて網羅的に点検・評価します。
②総合計画管理システム	個別の事業についての成果指標等の設定、目標値と実績の評価や、翌年度の目標と課題設定等を本市の総合計画管理システムによって行います。
③介護保険運営協議会	学識経験者、関係団体等で構成する協議会において、計画の実施状況についての進捗管理（外部点検）を行います。

政策方針と基本施策

～5つの政策方針に基づき計画を進めていきます～

政策方針1 生きがいづくり・健康づくりと介護予防の推進

◆◆政策レベルでの目指す姿【将来像】◆◆

高齢者の健康維持・増進の取り組みを推進するとともに、多様な主体による通いの場を充実させ、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして、活動的で生きがいのある豊かな生活や人生を送ることができています。

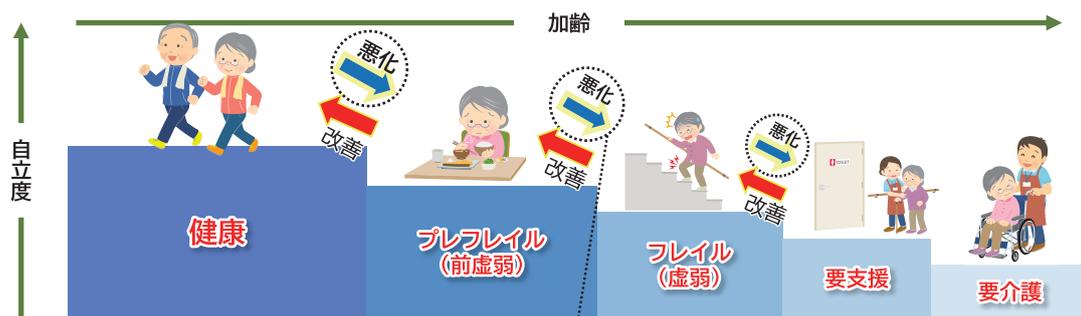
基本施策	施策を支える主な取り組み
(1) 社会参加・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○フレイル予防・介護予防の普及啓発 ○フレイル予防・介護予防に向けた支援 ○高齢者が主役の介護予防と社会参加の場 ○住民が主役の支えあい推進体制づくり ○高齢者の就労等活躍支援
(2) 多職種連携によるリハビリテーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療と介護の連携を通じた自立支援・重度化防止の取り組み ○多職種連携の推進

コラム

フレイルドミノにならないために ～社会参加・身体活動・栄養・口腔の重要性～

フレイルとは、健康な状態と要介護（支援）状態の間にある状態で、「身体的」「精神・心理的」「社会的」の3つがあります。これらは相互に関連性があるため、どれか1つが悪化すると他のフレイルにも影響が出てきます（フレイルドミノ）。

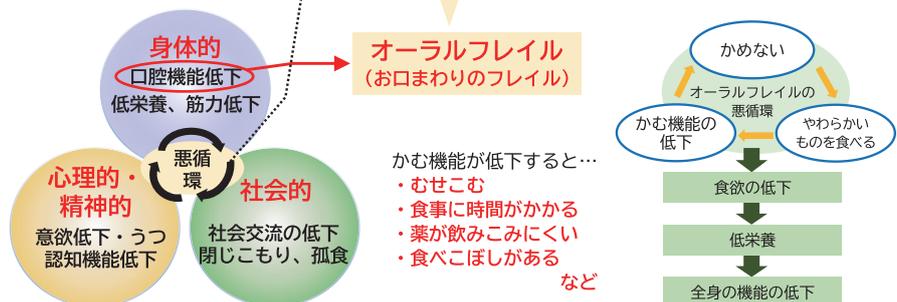
しかし、フレイルには「可逆性（元に戻る）」という特性があるため、予防に取り組むことで進行を緩やかにし、健康に過ごしていた状態に戻すことができます。フレイルドミノにならないよう、それぞれの状態に合わせて、予防に努めましょう！



※口腔リテラシーとは、口の健康への意識・関心のこと。

【取り組みのポイント】

- ・健康状態やそれに近い段階に戻すよう、より早期から改善に取り組む。
- ・フレイルが進行する悪循環を断ち切るよう、ひとつの要素でもよいので改善に取り組む。



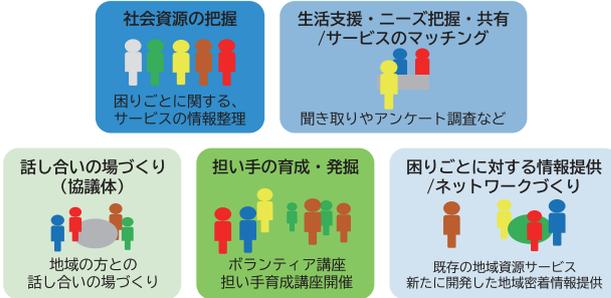
※東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢「フレイル予防ハンドブック」を参考に作成

コラム

地域のつながり、支えあいを広げるために ～地域を支えるための様々な役割～ 【生活支援コーディネーター】

生活支援コーディネーターは、高齢者のニーズや地域資源の状況把握、不足するサービス・支援の創出、ボランティア等担い手の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発などを実施し、高齢者の生活支援の基盤整備を推進します。

生活支援コーディネーターの役割



地域の社会資源の把握と育成、地域づくり・ネットワークづくりの推進、地域のニーズとマッチング

【認知症地域支援推進員】

- <主な役割> ①医療・介護等の支援ネットワーク構築
②認知症対応力向上のための支援
③相談支援・支援体制構築

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域のネットワークづくりや認知症ケアパスの作成・普及、関係機関等と連携した支援・研修事業等の企画・調整、認知症の人やその家族から相談があった際にその専門知識を生かして相談業務に応じるなど、行政と連携し、認知症施策を推進します。

【就労的活動支援コーディネーター】

- <主な役割> ①高齢者のニーズの把握
②民間企業・団体等との調整

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい高齢者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートします。
(※就労的活動とは、高齢者に役割がある形で社会参加できる活動のこと)



政策方針2 認知症の人や家族が安心して生活できる共生社会の構築

◆◆政策レベルでの目指す姿【将来像】◆◆

誰もが尊厳のある自分らしい生活を続けられる社会を目指し、当事者やその家族の視点に立ったサポートがあることで、認知症になっても希望を持って、安心して日常生活を送ることができています。

基本施策	施策を支える主な取り組み
(1) 認知症になっても自分らしく暮らせる支援	○国の「認知症基本法」や「認知症施策推進大綱」に基づいた施策展開 ○本人意向が反映された認知症施策の展開 ○認知症の人と家族を支える地域づくり
(2) 高齢者の権利擁護の推進	○権利擁護のさらなる意識醸成 ○関係機関によるネットワークの強化

コラム

ハプニングからハッピーへ ～ハプニングラーメンの取り組み～

令和5年11月6日に認知症や障がいを持つ人たちが接客を担うことで起きるかもしれない「間違えること」を皆が受け入れ、一緒に楽しむという、ハプニングラーメンが市内のラーメン店で開催されました。

コンセプトは…「料理もおいしく！接客も丁寧に！」「身だしなみも清潔に！」
「心が豊かになる時間を！」



今度はいつやんだべ？

◆◆政策レベルでの目指す姿【将来像】◆◆

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができます。

基本施策	施策を支える主な取り組み
(1) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○入退院時の多職種連携の推進 ○在宅医療・介護に関する相談窓口の周知 ○医療と介護の両方を必要とする状態にある在宅高齢者向けのサービス提供整備
(2) 人生のエンディングに備えるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○人生会議（ACP）の啓発など終末期まで意識した生き方の選択支援 ○在宅における看取り体制の構築

【須賀川地方在宅医療・介護連携拠点センター】

高齢者本人や介護する家族などが在宅療養するにあたっての不安や疑問などをはじめ、医療・介護関係者からの在宅医療や介護に関する相談窓口として「須賀川地方在宅医療・介護連携拠点センター」を須賀川医師会館内に開設しています。

コラム

えーしーびー

考えよう！ ACP（「人生会議」）

ACP（Advance Care Planning の略（事前ケア計画の意））とは、人生の最終段階における医療やケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、本人による意思決定を支援し、共有する取り組みのことで、日本では「人生会議」という愛称が付けられています。

厚生労働省のガイドラインが改定された平成 30 年頃から議論が本格的に始められたこともあり、日本におけるACPの認知度はまだまだ低い状況です。

医療・介護の需要が増えていく中で、ACPは意志決定を支援し、人として尊重する、人権保護のためのプロセスに他なりません。

近年よく知られるようになった「終活」は、今後の介護や医療についての意向、自分が亡くなった際の葬儀、お墓の準備や、財産相続、身の回りの生前整理などをまとめてさした言葉です。ACPは「終活」の一部ととらえると分かりやすいのではないのでしょうか。



政策方針4 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境とサービス提供体制の整備

◆◆政策レベルでの目指す姿【将来像】◆◆

質の高いサービスの充実や多様な住まいのニーズに応えられる環境づくりなど、必要に応じた適切な生活支援が提供されるサービス体制の確保や充実に努めることで、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

基本施策	施策を支える主な取り組み
(1) 住みよいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の基盤となる住まいの支援 ○移動手段確保のための支援 ○住まいと移動に係る関係機関との連携 ○協定による高齢者の見守り
(2) 安心して福祉サービスが受けられるための環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活援助の新たな担い手の確保や総合事業の充実も含めた介護人材の確保と育成 ○要介護認定体制の充実 ○業務効率化と介護の質の向上に向けた支援 ○介護保険事業者への情報提供 ○介護サービスなどの質の向上 ○災害への備え

コラム

ちょこすか ～ちょこっとしたお出かけのための移動手段の導入～

市では、市民が気軽にお出かけするための移動手段として、AI配車システムを活用したオンデマンド交通「愛称：ちょこすか」の実証運行を令和6年1月から長沼地域西部エリアで開始しました。

「ちょこすか」は地域内での移動手段を確保するだけでなく、事業者や福祉事業者と連携・協働（共創）した取り組みです。

買い物など、これまでの生活を維持しながら、通いの場などでの社会参加の機会創出や身体機能の維持向上を図ることで、住み慣れた地域での安心した生活の継続を目指していきます。



政策方針5 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

◆◆政策レベルでの目指す姿【将来像】◆◆

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活が続けられるよう、日常生活圏域において、多様なニーズに応えることができる介護保険サービス等の基盤が整っています。

基本施策	施策を支える主な取り組み
(1) 介護保険サービス基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①居宅サービス基盤 <ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護の整備 ②地域密着型サービス基盤 <ul style="list-style-type: none"> ○認知症対応型共同生活介護の整備 ○看護小規模多機能型居宅介護の整備 ③施設サービス基盤 <ul style="list-style-type: none"> ○施設サービスの整備
(2) 介護保険サービス基盤以外の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①有料老人ホーム ②サービス付き高齢者向け住宅 ○高齢者の住まいの確保

総給付費の見込みと所得段階別介護保険料 ~必要な費用について~

○令和8年度の総給付費と地域支援事業費の合計見込額は71.9億円と、令和5年度実績見込額と比較して約7.0億円の増額(10.8%増)と見込みます。

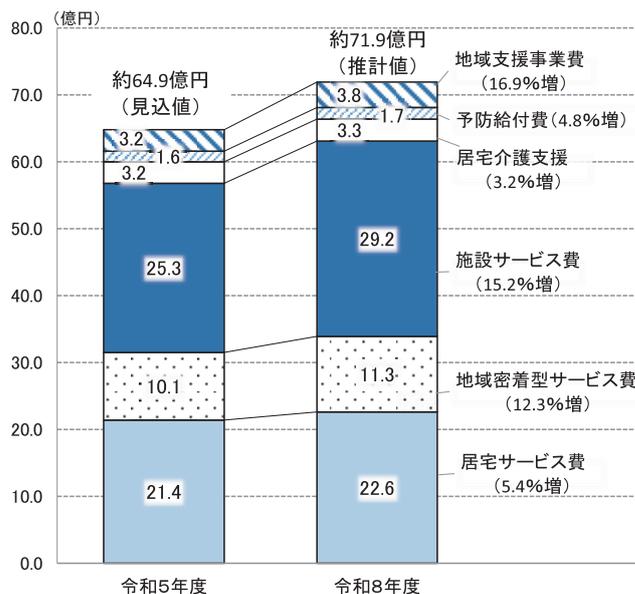
○令和8年度の後期高齢者は12,267人(令和5年度比13.4%増加)と見込まれます。

要支援・要介護認定者数も4,321人(令和5年度比4.5%増加)となり、特に要介護4、5の重度認定者の増加率が大きく、介護サービスの利用増が見込まれます。

○そのため、居宅サービス費と地域密着型サービス費でそれぞれ約1.2億円増額を見込むほか、令和5年度に整備した介護老人福祉施設の利用が本格化することによって施設サービス費が約3.9億円増額すると見込みます。

○これらのサービス利用の増加等に伴い、給付費の増加が見込まれますが、介護保険準備基金から約4.47億円を取り崩すことにより、保険料の基準月額を前計画期間と同額の6,470円に据え置きます。

【総給付費 + 地域支援事業費の推移】



【第9期計画(令和6年度~令和8年度)の所得段階別保険料(第8期・第9期比較)】(単位:円)

第9期計画 所得段階	対象者	第9期調整率 ()は軽減化前の 調整率	第8期年額	第9期年額	増加額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.285 (0.455)	23,300	22,130	-1,170
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	基準額×0.485 (0.685)	38,820	37,660	-1,160
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	基準額×0.685 (0.690)	54,350	53,190	-1,160
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.9	69,880	69,880	0
第5段階 基準額	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額×1	77,640	77,640	0
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	93,170	93,170	0
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	100,940	100,940	0
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	116,460	116,460	0
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	131,990	131,990	0
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.8	-	139,760	7,770
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×1.9	-	147,520	15,530
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.0	-	155,280	23,290
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.1	-	163,050	31,060

※保険料の算出にあたり、10円未満の端数は切上げとしています。

基準月額	基準月額
6,470	6,470

政策・施策の体系 ～どんなことに取り組んでいくか～

【基本方針】

【政策方針】

【基本施策】

住み慣れた地域で支えあい 自分らしく 健やかで 生きがいを持って生活できるまち“すかがわ”	第1章 生きがいづくり・健康づくりと 介護予防の推進	第1節 社会参加・介護予防の推進 第2節 多職種連携によるリハビリテーション活用の 推進
	第2章 認知症の人や家族が安心して 生活できる共生社会の構築	第1節 認知症になっても自分らしく暮らせる支援 第2節 高齢者の権利擁護の推進
	第3章 医療と介護が連携し、必要なサ ービスが切れ目なく利用できる 体制の構築	第1節 在宅医療・介護連携の推進 第2節 人生のエンディングに備えるための支援
	第4章 住み慣れた地域で安心して暮 らせる環境とサービス体制の 整備	第1節 住みよいまちづくりの推進 第2節 安心して介護サービスが受けられるための環 境づくりの推進
	第5章 適切な介護サービス等を提供 するための基盤整備	第1節 介護保険サービス基盤の整備 第2節 介護保険サービス基盤以外の整備

【各施策を横断する重要な取り組み】

【各施策を横断する取り組み】

- 地域包括支援センターの機能強化、負担軽減及び関係者の連携強化
- 地域で支えあう機運の醸成と支援体制の強化
- 多職種連携

地域包括支援センターは、介護に関すること、健康や福祉、医療や生活に関することなど、高齢者や
 そのご家族みなさんの様々な悩みや相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

担当地域	名称	所在地	電話番号
須賀川・浜田	須賀川中央地域包括支援センター	須賀川市八幡町 135 (須賀川市役所内)	0248-88-8215
西袋・稲田・仁井田	須賀川西部地域包括支援センター	須賀川市長祿町 1 (公立岩瀬病院西側)	0248-75-3222
小塩江・大東	須賀川東部地域包括支援センター	須賀川市小作田字仲田 23-1 (大東公民館斜め向かい)	0248-79-1551
長沼・岩瀬	須賀川長沼・岩瀬地域包括支援センター	須賀川市志茂字末津久保 1-2 (特別養護老人ホーム長沼ホーム内)	0248-67-3113

「須賀川市第10次高齢者福祉計画・須賀川市第9期介護保険事業計画」(本編)は、
 以下の URL、二次元コードからご覧になれます。

須賀川市ホームページ <https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

発行者：福島県須賀川市

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地 電話 0248-75-1111(代表)

発行：2024年(令和6年)3月

